

令和4年3月15日

課名：建築都市部建築都市総務課  
内線：4624  
直通：092-643-3707

## 指名停止措置状況書

### 指名停止措置の概要

- 指名停止措置建設業者：  
(有) 岡組 福岡県久留米市西町1044-12
- 指名停止の期間：令和4年3月15日～令和4年9月14日（6ヵ月）
- 事実概要：  
久留米県土整備事務所が令和4年2月21日に行った指名競争入札において、落札者となったが、正当な理由なく契約を辞退したため。
- 指名停止の理由：  
上記の事実は、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱別表その2第12号に該当する。  
従って、本件については、指名停止6ヵ月とする。

#### 【指名停止等措置要綱 別表その2第12号該当】

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内